

随意契約による土地の売却について

- 1 島根県では、出雲市大社町にある下記土地を売却するため一般競争入札を実施しましたが、入札参加者がなく、不落札となりました。

記

(1) 売払物件の表示

①物件名 元出雲警察署荒木職員宿舍2号

区分	地目	所在地	公簿面積	実測面積
土地	宅地	出雲市大社町北荒木字中分808番1	982.20㎡	982.20㎡

②物件概要 下記5の場所に備え付ける物件概要に記載する。

(2) 予定価格(最低価格) 金13,450,000円

(入札を設定した日時 平成28年5月26日(木) 13時30分(入札は実施しませんでした。))

- 2 当該物件については、予定価格以上の価格で、随意契約により売却することが可能です。
(地方自治法施行令第167条の2 第1項 第8号)

- 3 つきましては、随意契約により購入を希望される方の申請を受け付けます。
申請の受付については、次のとおりです。

(1) 「普通財産譲渡申請書」(公有財産の取得、管理及び処分に関する規則(平成6年1月28日島根県規則第1号 様式第16号)、以下「申請書」と記載します。)の提出が必要です。

また、あわせて、身分証明書(法人の場合は現在事項全部証明書)、島根県税に未納がないことの証明書、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書の提出が必要です。(詳細は下記5の場所に備え付ける入札参加案内に記載しています。)

提出先

〒690-8501

松江市殿町1番地 島根県総務部管財課 財産活用推進室 公有財産グループ

(2) 申請は、文書による申請書等の提出が必要(持参又は郵送)です。(電子メール、FAX、電話等による申請は受け付けません。) 郵送による場合は、書留又は簡易書留としてください。

(3) 申請書等は先着順で受け付けます。(申請書等に不備等がある場合は、申込みとなりませんのでご注意ください。また、申込みが同時に行なわれたと認められる場合は、当課職員の抽選により申込み順を決定します。)

(4) 申請書等の受付期限

今回の一般競争入札による処分手続きを開始するまで。

ただしこの期限は、予告しないで繰り上げる場合があります。(一般競争入札による処分手続き開始前でも、随意契約の申請受付を終了する場合があります。)

なお、繰り上げに係る文書掲示、島根県のホームページへの掲載は行いません。

(5) 次の方は、申請書等の提出はできません。

①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

②地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定のいずれかに該当すると認めるときから3年を経過しない者、また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

③島根県税について未納の徴収金がある者

④消費税及び地方消費税について未納の税額がある者

⑤地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3の規定に該当する者

⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者

⑦無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体

⑧入札参加に関して、県から指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者

(6) 申請書等を受け付けた後、見積書の提出、契約保証金の納付、契約書の調製等の手続きが必要です。

- 4 随意契約による売却手続きは、入札にかかる手続きに準じて行います。
この手続きについては、下記5の場所に備え付ける入札参加案内に記載しています。

- 5 問い合わせ先 並びに 物件概要及び入札参加案内(契約条項等を含む。)を備え付ける場所
松江市殿町1番地 島根県総務部管財課 財産活用推進室 公有財産グループ (TEL 0852-22-6416)

平成28年5月27日

※この掲示に係る情報は、島根県のホームページに掲載しています。

島根県ホームページ>組織情報>総務部 管財課>未利用県有地の売却について>すぐに購入できる物件

令和 年 月 日

島根県知事様

申請者 住所

氏名

普通財産譲渡申請書

下記のとおり普通財産を譲渡していただきたく、関係書類を添えて申請します。

記

譲渡を希望する財産	口 座 名	元出雲警察署荒木職員宿舎2号
	所 在 地	出雲市大社町北荒木字中分808番1
	種 類	土地
	構 造 又 は 目 地	宅地
	数 量	982.20㎡（公簿・実測）
使 用 目 的	_____	
譲 渡 希 望 価 額	別途、見積書を提出する。	
そ の 他 必 要 事 項		
添 付 書 類	(1) 身分証明書（但し法人にあつては登記事項証明書） (2) 県税の未納の徴収金がない旨の証明書 (3) 未納の消費税額及び地方消費税額が無い旨の証明書 (4) 入札参加資格に関する誓約書	

連絡先 _____

見 積 書

十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、元出雲警察署荒木職員宿舎 2 号
出雲市大社町北荒木字中分 8 0 8 番 1
面積 9 8 2 . 2 0 m² (公簿) 9 8 2 . 2 0 m² (実測)

上記のとおり、島根県会計規則 (昭和 3 9 年島根県規則第 2 2 号) その他現地等を承知のうえ見積りします。

令和 年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所 _____

氏名 _____

注 1 見積金額の記載は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

注 2 法人の場合は、法人の本店所在地、法人名、代表者氏名を記載してください。

土地売却公告

島根県では、出雲市大社町にある島根県の土地を、一般競争入札により売却することとしました。購入を希望される方は、下記事項を参考の上ご参加ください。

なお、入札に参加される方は、この公告並びにこの公告に記載し所定の場所に備え付ける物件概要、入札参加案内（契約条項等を含む。）及び物件状況確認書（告知書）に記載する事項を承知及び承諾のうえ参加するものと見なしますので、ご留意ください。

平成28年4月21日

島根県知事 溝口善兵衛

記

1 売払物件の表示

(1) 物件名 元出雲警察署荒木職員宿舎2号

区分	地目	所在地	面積（公簿・実測）
土地	宅地	出雲市大社町北荒木字中分808番1	982.20㎡

(2) 物件概要 下記11の場所に備え付ける物件概要に記載する。

(3) 物件の状況 下記11の場所に備え付ける物件状況確認書（告知書）のとおり。

なお、落札者には、契約に先立って物件状況確認書（告知書）に、当該告知を受けた旨署名又は記名・押印していただく必要があります。

2 予定価格（最低入札価格） 金13,450,000円

3 入札事前説明

物件、入札及び契約に関する説明を行いますので、入札参加を希望される方はご参加ください。

(1) 日時 平成28年5月12日（木）13時00分から

(2) 場所 現地

※入札事前説明に参加される場合、説明日の前日までに島根県総務部管財課公有財産グループ（TEL0852-22-6416）まで、ご連絡ください。参加者があることを確認したうえで現地にて事前説明を実施します。

4 入札参加申込

入札参加を希望される方は、必ず参加申込を行ってください。

(1) 申込日 平成28年5月19日（木）17時15分（必着）までに以下の書類を提出してください。

①入札参加申込書

②身分証明書（法人の場合は現在事項全部証明書）

③島根県の各県民センター所長又は隠岐支庁長が発行する「未納の徴収金がない旨の証明書」

④納税地を所管する税務署長が発行する「未納の消費税額及び地方消費税額がない旨の証明書」

⑤入札参加資格に関する誓約書

(2) 申込先 〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県総務部管財課 財産活用推進室 公有財産グループ

5 入札及び開札

(1) 日時 平成28年5月26日（木）13時30分から

但し、入札保証金の收受がありますので、上記日時の30分前に会場へお越しください。

(2) 場所 出雲市大津町1139島根県東部県民センター出雲事務所（島根県出雲合同庁舎）6階603会議室

(3) 落札者の決定 入札終了後、即時開札し、予定価格以上の価格であって最高価格を入札された方を落札者とします。

(4) 注意事項 郵便による入札はできません。

6 入札に参加できない者

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定のいずれかに該当すると認めるときから3年を経過しない者、また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(3) 島根県税について未納の徴収金がある者

(4) 消費税及び地方消費税について未納の税額がある者

(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する者

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者

(7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体

(8) 入札参加に関して、県から指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者

7 無効となる入札

前項に掲げる者が行った入札及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第63条の各号に該当する入札

8 入札保証金

(1) 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の現金、または銀行が振出し、若しくは支払保証をした小切手を、入札当日の入札開始前に納付または提供してください。

(2) 落札者の入札保証金は契約保証金の一部に充当することができます。なお、落札者が契約を締結しない場合は返還しません。

(3) 落札者以外の入札保証金は入札終了後に返還します。

9 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の現金を契約前に納付してください。（契約保証金は売買代金の一部に充当します。）

10 その他入札及び契約等については、下記11の場所に備え付ける入札参加案内に記載する。

11 物件概要及び入札参加案内（契約条項等を含む。）を備え付ける場所

松江市殿町1番地 島根県総務部管財課財産活用推進室 公有財産グループ (TEL 0852-22-6416)
出雲市大津町1139 島根県東部県民センター (TEL 0853-30-5509)
(なお、この公告に係る情報は、島根県のホームページに掲載しています。(島根県ホームページ>入札情報>管財課))

物 件 概 要

物 件 名	元出雲警察署荒木職員宿舍2号			
画地の所在	出雲市大社町北荒木字中分808番 1			
地 積	982.20㎡ (公簿)	982.20㎡ (実測)	地 目	宅地
予 定 価 格 (最低入札価格)	金 13,450,000円			
形 状 等	南側市道より若干高く、間口約18m、奥行約47.5m、最奥部の幅約23mの長方形に近い台形。 また、敷地内で若干高低差があります。			
接面道路の幅員等	南側 幅員約5mの舗装市道に若干高く接面する。			
都 市 計 画 法 限 の 制 限	都市計画区域内			
	用途地域	指定なし	そ の 他	
	建ぺい率	70%		
	容積率	200%		
供 給 処 理 施 設 の 状 況	電 気	引込可	公共下水道	なし
	上 水 道	引込可	都市ガス	なし
交 通 条 件 公 共 ・ 公 益 施 設 等	一畑電鉄出雲大社前駅まで約1.6km (道路距離)			
参 考 事 項	<p>1 地下埋設物調査、土壌汚染調査、地盤調査は実施していません。</p> <p>2 物件は、現状有姿で引き渡します。 現況と図面等が相違している場合は、現況が優先します。</p>			
注 意 事 項	<p>1 交通条件等は概ねの距離であり、詳細は現地を直接ご確認ください。</p> <p>2 建築に当たっての法的規制の詳細は、購入後の利用目的に応じて市役所等に確認してください。</p> <p>3 画地周囲の擁壁の劣化度及び強度については、検証しておらず不明。</p> <p>4 購入後の土地利用に当たっての諸規制等については、購入後の利用目的に応じ、管轄官公署等に確認してください。</p> <p>5 敷地内北西側に電柱2本、支線2条が設置されています (設置者 西日本電信電話(株)、設置期限平成32年3月31日) この設置契約を引き継いでいただく必要があります。</p> <p>6 敷地内南西側に電柱1本、支線1条が設置されています (設置者 中国電力(株)、設置期限平成32年3月31日) この設置契約を引き継いでいただく必要があります。</p>			

物件状況確認書（告知書）
（物件名 元出雲警察署荒木職員宿舎2号）

物件の状況 本物件は、下記のとおり状況であります。

	項目	状況
土地	①境界確定の状況・越境	境界確定済み。越境物無し。
	②土壌汚染の可能性	不明。
	③地盤の沈下、軟弱	調査していない。
	④敷地内残存物（旧建物基礎・浄化槽・井戸等）	旧建物の基礎及び便槽は撤去済み。それ以外は調査していない。
周辺環境	⑤騒音・振動・臭気等	確認していない。
	⑥周辺環境に影響を及ぼすと思われる施設等	確認していない。
	⑦近隣の建築計画	確認していない。
	⑧電波障害	確認していない。
	⑨近隣との申し合わせ事項	確認していない。
	⑩浸水等の被害	確認していない。
	⑪事件・事故・火災等	確認していない。
⑫その他売主から買主へ引継ぐべき事項		平成22年9月27日 職員宿舎としての用途を廃止。現状有姿で引き渡します。

令和 年 月 日

本物件の条件が上記のとおりであることを売主は、買主に告知しました。

【売主】松江市殿町1番地 島根県 島根県知事 丸山 達也

上記のとおり、売主より告知を受けました。

【買主】住所 氏名 印

平成28年4月21日

入札参加案内

(一般競争入札による島根県有地売却のご案内)

物件名 元出雲警察署荒木職員宿舎2号

所在 出雲市大社町北荒木字中分808番1

面積 982.20㎡(公簿・実測)

予定価格 金13,450,000円
(最低入札価格)

入札日 平成28年5月26日

(入札参加申込期限 平成28年5月19日)

【申込み・問い合わせ先】

島根県総務部管財課 財産活用推進室 公有財産グループ

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

TEL: 0852-22-6416

FAX: 0852-22-6037

1 物件

(1) 物件

所在	地目	面積（公簿・実測）
出雲市大社町北荒木字中分808番1	宅地	982.20㎡

(2) 物件概要

物件概要に記載のとおり。

※入札物件は、現状のまま引き渡しますので、事前に現地を確認してください。

2 現地説明会

入札に先立ち、現地の状況や境界等の説明及び入札手続き等の説明を現地にて行います。

現地説明会に参加を希望される場合、説明会の前日までに島根県総務部管財課公有財産グループ（TEL 0852-22-6416）まで、ご連絡ください。参加者があることを確認したうえで説明会を開催します。

そのうえで、次の日時に直接現地へお越しください。

日 時
平成28年5月12日（木）13時00分～

3 入札参加申込み

(1) 入札参加資格

個人、法人を問わず、どなたでも入札に参加することができます。

ただし、次に掲げる事項に該当する方は参加できません。

- ①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定のいずれかに該当すると認めるときから3年を経過しない者、また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。
- ③島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がある者。
- ④消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がある者。
- ⑤地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する者。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者。
- ⑦無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体。
- ⑧入札参加に関して、県から指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者。

(2) 入札参加申込み

入札に参加を希望される方は、事前の申込みが必要です。

以下の期限までに郵送または持参にて以下の①～⑤の書類を提出してください。

入札参加申込期限	提出先
平成28年5月19日(木) 17時15分 必着	〒690-8501 島根県松江市殿町1番地(島根県庁4階) 島根県 総務部 管財課 財産活用推進室 公有財産グループ

【提出書類】

- ①入札参加申込書
- ②本籍地の市町村長の発行する身分証明書(提出日の3ヶ月以内に交付された原本)
法人にあっては、現在事項全部証明書(提出日の3ヶ月以内に交付された原本)
- ③島根県の各県民センター所長又は隠岐支庁長が発行する「未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)がない旨の証明書」(提出日の3ヶ月以内に交付された原本)
- ④納税地を所管する税務署長が発行する「未納の消費税額及び地方消費税額がない旨の証明書」(提出日の3ヶ月以内に交付された原本)
- ⑤入札参加資格に関する誓約書

※共同で買受けされる場合は、「代表者選任届」により共同買受けの代表者を選任し、代表者の名前で入札参加申込書を作成してください。この場合、②～⑤の書類は共同買受人すべての方について必要となります。

(3) 代理人による入札

入札は、原則として入札参加申込みをされた方に参加していただきますが、次のような場合には、入札当日に「委任状」を提出していただきます。

- ①土地の購入者が法人となる場合で、従業員の方が入札に出席される場合
- ②土地を購入される方が入札当日に都合が悪く、代理人が出席される場合

(4) 入札参加申込者数について

入札参加申込み期限後、入札参加申込者数について県に問い合わせがあった場合、申込者数を回答します。

4 入札

(1) 入札日時及び会場

入札の日時及び会場は以下のとおりです。

なお、当日は、入札に先だつて入札保証金の収受を行います。

入札日時の30分前に会場にお越しください。

入札日時	入札会場
平成28年5月26日(木) 13時30分～	島根県東部県民センター出雲事務所 6階603会議室 (出雲市大津町1139 島根県出雲合同庁舎) (0853) 30-5509

(2) 入札回数

入札回数は1回のみです。

(3) 入札に必要なもの

入札参加者は、入札当日に以下のものを必ず持参してください。必要な書類等の提出がない場合には入札に参加できません。

- ①入札書（代理人による入札の場合は「代理人による入札用」の入札書としてください。）
- ②代理人による入札の場合は委任状（入札前に提出）
- ③入札書に押印する印鑑（入札参加申込書と同じ印鑑。ただし、代理人による入札の場合は委任状の受任者の印鑑。）
- ④入札書を入れるための封筒1通
- ⑤入札保証金

(4) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の現金、または銀行が振出し、若しくは支払保証をした小切手を、入札当日の入札開始前に納付または提供してください。

落札者の入札保証金は契約保証金の一部に充当し、落札者以外の入札保証金は入札終了後に返還します。

また、落札者が島根県と契約しない場合は、返還しませんのでご注意ください。

※小切手の場合は、入札会場の所在する市町村内の店舗を支払地としてください。
受取人については、持参人払いとしてください。

(5) その他

入札書及び委任状（代理人による入札の場合）は、別添の用紙に万年筆又はボールペンで記入してください。特に入札金額は分かりやすく記入し、金額を書き誤った場合は、訂正せず書き直してください。

また、記名・押印（法人の場合は代表取締役の職印、代理人による入札の場合は委任状の受任者印と入札書の印が同一であること）が正しく行われているか確認してください。

(6) 落札者の決定

入札終了のうえは即時開札し、予定価格以上の価格であって最高価格を入札された方を落札者とします。

5 入札にあたって付す条件

(1) 入札に参加される方は、物件概要及び入札参加案内の内容並びに県有財産売買契約書（案）を承諾されたものとみなします。

(2) 売買契約書において、10年間、次の用途制限を行ないます。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する方の事務所、住宅又はこれらに類するものの用途に供してはならないこと。
- ②無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はこれらに類するものの用途

に供してはならないこと。

- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供してはならないこと。
- ④上記①から③までに掲げる用途に供するおそれのある第三者へ譲渡し、又は貸付けてはならないこと。

6 契約

(1) 契約手続

- ① 落札された方は、落札決定の日から7日以内（落札日は不算入。）に、契約保証金を納付し、県と売買契約を締結しなければなりません。
- ② 契約保証金
売買契約を締結する際には、契約保証金（契約金額の100分の10以上に相当する金額の現金）を納付していただきます。
ただし、入札保証金を契約保証金に充当することが可能です。
契約保証金の納付をもって、契約締結となります。（契約保証金納付日が契約日となります。）

7日以内に契約保証金を納付されない場合（契約されない場合）は、落札は効力を失い、契約できなくなります。この場合、入札保証金はお返しいたしません。

- ③ 契約書

契約保証金納付後、契約書を作成し、双方が署名又は記名、押印します。
双方が署名又は記名、押印した契約書を、すみやかに取り交わす必要がありますので、ご対応をお願いします。
なお、県が保有する契約書（落札者が発行する契約書）に貼付する印紙代は落札された方のご負担となります。
落札者が保有する契約書（県が発行する契約書）には印紙は貼付しません。
売買契約は、落札された方の名義で締結します。したがって、共同で買受けされる方は、共同買受け人すべての方の名義で締結することとなります。

(2) 契約条項

別添 県有財産売買契約書（案）に記載するとおり。
契約後、契約者が契約書に規定する義務を履行しない場合は、売買契約を解除する場合があります。（契約条項参照。）

7 売買代金の納入

- (1) 売買代金（契約締結の際に納付された契約保証金を売買代金の一部に充当し、その残金。）は、県が発行する納入通知書により納付していただきます。
- (2) 納入期限については、契約締結前に落札された方と協議しますが、おおむね契約締結日から2ヶ月以内とします。
- (3) 売買代金が納入期限内に納付されない場合は、売買契約を解除します。
この場合、契約保証金は違約金として県に帰属することとなり、お返しいたしま

せん。

(4) 契約保証金は、その受入れ期間について利息を付けません。

8 所有権の移転等

所有権は、売買代金が完納された時に、県から買受人へ移転し、物件を現況のまま引渡します。

所有権の移転登記は、売買代金の完納が確認された後、県において嘱託します。

登記嘱託に係る手数料は不要ですが、所有権移転登記に係る登録免許税は落札された方の負担となります。

なお、共同買受け人すべての方の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権移転登記を行ないません。

9 物件及び物件引渡しについて

(1) 物件について

① 物件概要は、買受け希望者が物件の概要を把握するための資料です。

物件の詳細については、買受け希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査及び確認を行なってください。

② 物件（土地）への建物の建築について、「物件概要」に記載のほか法的規制の詳細は、購入後の利用目的に応じて市役所等に確認してください。

③ 購入後の物件（土地）利用に当たっての諸規制等については、購入後の利用目的に応じ、管轄官公署等に確認してください。

(2) 地下埋設物調査、土壌汚染調査及び地盤調査は行なっておりません。

(3) 引き渡しについて

① 物件は現状有姿で引渡します。（現況と図面等が相違している場合は、現況が優先します。）

② 水道に関する給水装置の修理や配管の移設等並びに下水に関する汚水桝の修理及び排水管の移設等に要する費用は、県では負担しません。

上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引込みが可能である場合に、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、県では、補修や引込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出及びそれらの手続きは、行ないません。

建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問合せのうえ、買受け者において対応してください。

③ 立木の伐採、雑草の草刈り、切り株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸等、地上・地下・空中工作物の補修・撤去等の負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、県では行ないません。

10 入札情報の開示について

入札結果に関する事項について、県に問い合わせがあった場合は、落札金額及び落札者（所有権移転登記完了までは法人であるか個人であるかについてのみ。所有権移転登記完了後は法人名、個人名まで。）を回答します。

11 その他

不動産の取引・所有に係る税については、入札参加者において確認してください。

県有財産売買契約書（案）

売主島根県（以下「甲」という。）と買主（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産の売買契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有する次の県有財産（以下「物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

所在	地目	面積（公簿・実測）
出雲市大社町北荒木字中分808番1	宅地	982.20㎡

（売買代金）

第2条 物件の売買代金（以下「代金」という。）は、金 円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として、金 円を甲に納付しなければならない。

- 既納の入札保証金 円は、前項の契約保証金の一部に充当するものとする。
- 第1項に規定する契約保証金には、利息を付さないものとする。
- 甲は、乙が次条に規定する義務を履行したときは、第1項に規定する契約保証金を代金の一部に充当する。
- 乙が次条に規定する義務を履行しないときは、第1項に規定する契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（代金の納付）

第4条 乙は、代金と前条に規定する契約保証金との差額、金 円を令和 年 月 日までに甲の発行する納入通知書により甲に納付しなければならない。

（所有権の移転および登記の嘱託）

第5条 物件の所有権は、乙が代金を完納したときに、乙に移転するものとする。
2 乙は、物件の所有権が移転したときは、当該所有権の移転登記に必要な書類を甲に提出し、甲は、すみやかに当該所有権の移転登記を登記所に嘱託するものとする。

（物件の引渡し）

第6条 物件は、所有権移転と同時に甲から乙に対し引き渡されたものとする。

（危険負担）

第7条 乙は、この契約締結のときから、物件の所有権の移転のときまでの間において、物件が甲の責に帰することができない理由により滅失し、またはき損した場合には、甲に対して代金の減免を請求することができない。

（担保責任）

第8条 乙は、この契約締結後、物件に数量の不足、または隠れた瑕疵のあることを発見しても、代金の減額もしくは損害賠償の請求または契約の解除をすることができない。

(用途制限等)

第9条 乙は、この契約締結の日から10年を経過するまでの期間(以下「指定期間」という。)、物件を次の各号に掲げる用途に供してはならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者の事務所、住宅またはこれらに類するものの用途
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はこれらに類するものの用途
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業および同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途

2 乙は、指定期間が満了するまでは、物件を前項各号の用途に供するおそれのある第三者へ譲渡し、または貸付けてはならない。

(実地調査等)

第10条 甲は、前条の指定期間が満了するまでは、物件について随時調査し、または乙に対し、必要な報告を求めることができる。

2 乙は、前項の規定による甲の調査を拒み、もしくは妨げ、または同項の報告を怠ってはならない。

(違約金)

第11条 乙は、第9条または前条第2項に規定する義務に違反したときは、次に定める額を甲に違約金として納付しなければならない。

- (1) 第9条に規定する義務に違反したときは、代金の30パーセントに相当する額
- (2) 前条第2項に規定する義務に違反したときは、代金の10パーセントに相当する額

2 前項に規定する違約金は、違約罰であって、第15条に規定する損害賠償またはその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が前条第1項各号の一に該当する場合その他この契約による義務を履行しない場合は、催告をしないで、ただちにこの契約を解除することができる。

2 甲は、乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき、又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているときは、ただちにこの契約を解除することができる。

(返還金等)

第13条 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さないものとする。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金および乙が物件に支出した必要費、有益費その他いっさいの費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第14条 乙は、甲が第12条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、物件が滅失またはき損しているときは、その

損害賠償として、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により、物件を甲に返還するときは、同時に物件の所有権移転登記承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第15条 甲は、乙がこの契約に規定する義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第16条 甲は、第13条第1項の規定により代金を返還する場合において、乙が第11条に規定する違約金または第14条第2項もしくは前条に規定する損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する代金とこれらの全部または一部と相殺する。

(登記の費用)

第17条 物件の所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結および履行に必要ないっさいの費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定等)

第19条 この契約書の各条項の解釈について疑義を生じたとき、またはこの契約書に規定しない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 売主 島根県

島根県知事 丸山 達也

(乙) 買主 住所

氏名

入札参加申込書

令和 年 月 日

島根県知事様

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

TEL _____

下記の島根県有財産売却に係る一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申し込みます。

記

物件

物件名 元出雲警察署荒木職員宿舎2号
所 在 出雲市大社町北荒木字中分808番1
面 積 982.20㎡（公簿・実測）

注1 法人の場合は、法人の本店所在地、法人名、代表者氏名を記載し、代表者印を押印してください。

注2 複数の方が共同で買受けされる場合は「代表者選任届」を添付のうえ、代表者の名前で入札参加申込を行ってください。

提出先
〒690-8501
島根県松江市殿町1番地
島根県総務部管財課 財産活用推進室 公有財産グループ
TEL：0852-22-6416

代表者選任届

令和 年 月 日

島根県知事様

私達は、下記物件を共同買受けするため、代表者として、

住 所 _____

氏 名 _____

を選任し、入札に関する一切の行為を代表させます。
なお、債務は各自連帯して負担します。

記

1 共同買受けしようとする物件

物件名 元出雲警察署荒木職員宿舎2号
所 在 出雲市大社町北荒木字中分808番1
面 積 982.20㎡（公簿・実測）

2 共同買受け人

（代表者） 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

TEL _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

TEL _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

TEL _____

入札参加資格に関する誓約書

私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者でないことを誓約します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑩

島 根 県 知 事 様

注1 印影は、入札参加申込書の印影と同一のものを使用してください。

注2 共同買受けする場合は、買受人ごとに提出してください。

委任状

令和 年 月 日

島根県知事様

(委任者)

住所 (法人の場合は所在地)

氏名 (法人の場合は法人名及び代表者名)

印

私は、次の者を代理人と定め、下記事項の権限を委任します。

(受任者)

住所

氏名

印

記

島根県有地(元出雲警察署荒木職員宿舎2号【出雲市大社町北荒木字中分808番1】)
売却の入札に関する一切の権限

注1 委任者欄

- ① 土地等を購入される方(入札参加申込書に記載された方)の住所及び氏名を記入し、押印してください。
- ② 委任者の印影は、入札参加申込書の印影と同一のものを使用してください。
入札参加申込書と印影が繋がらない場合は、委任の有無について確認させていただく場合があります。
- ③ 法人の場合で、入札参加申込書に記載された法人代表者以外の方が入札会場へ来場されるときは、当該代表者から入札会場へ来場される方(個人)への委任状が必要です。

注2 受任者欄

土地等を購入される方(入札参加申込書に記載された方)に代わって、入札会場へ来場される方(個人)の住所及び氏名を記入し、押印してください。

入札書

十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

ただし、元出雲警察署荒木職員宿舎2号
出雲市大社町北荒木字中分808番1
面積 982.20㎡ (公簿・実測)

上記のとおり、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）その他現地等を承知のうえ入札します。

令和 年 月 日

島根県知事様

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

注1 入札金額の記載は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

注2 印影は、入札参加申込書の印影と同一のものを使用してください。

入札参加申込書と印影が繋がらない場合は、運転免許証等公的証明書により本人確認させていただく場合があります。

注3 法人の場合は、法人の本店所在地、法人名、代表者氏名を記載し、代表者印を押印してください。（当該代表者以外の方が入札会場へ来場されるときは、委任状により委任を受け、代理人による入札用の入札書を使用してください。）

入札書

(代理人による入札用)

十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

ただし、元出雲警察署荒木職員宿舎2号
出雲市大社町北荒木字中分808番1
面積 982.20㎡ (公簿・実測)

上記のとおり、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)その他現地等を承知のうえ入札します。

令和 年 月 日

島根県知事様

委任者 住所 (法人の場合は所在地)

氏名 (法人の場合は法人名及び代表者名)

代理人 住所

氏名 印

- 注1 入札金額の記載は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- 注2 委任者欄 委任状に記載された委任者の住所及び氏名を記入してください。(押印は不要です。)
- 注3 代理人欄 受任者(委任状に記載された受任者)の住所及び氏名を記入し、押印してください。印影は、委任状に押印した受任者の印影と同一のものを使用してください。委任状と印影が繋がらない場合は、運転免許証等公的証明書により本人確認させていただく場合があります。

位置図



案内図

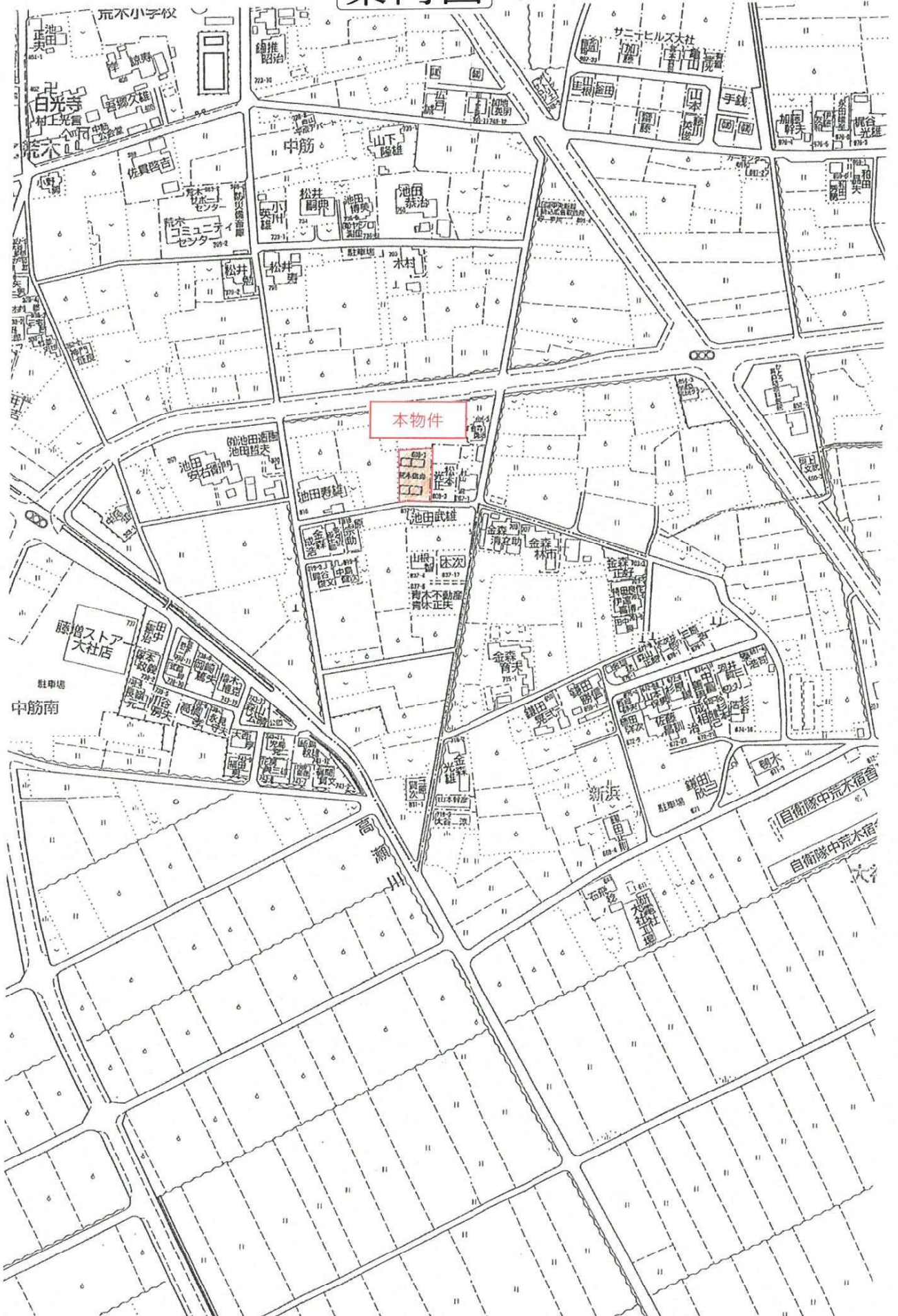


表 題 部 (土地の表示)		調製	平成15年11月19日	不動産番号	2802000617771
地図番号	D1 55-2	筆界特定	余白		
所 在	簸川郡大社町大字北荒木字中分			余白	
	出雲市大社町北荒木字中分			平成17年3月22日行政区画変更 平成17年5月2日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	町反畝	歩	原因及びその日付〔登記の日付〕
808番	宅地	⑩	2010		余白
808番1	余白		1906		①③808番1、808番2に分筆 〔昭和42年11月21日〕
余白	宅地		1978	59	③錯誤 国土調査による成果 〔昭和46年6月16日〕
余白	余白		981	90	③808番1、808番3に分筆 〔昭和51年9月6日〕
余白	余白	余白			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年11月19日
余白	余白		982	20	③錯誤 〔平成26年11月14日〕

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和27年7月5日 第537号	原因 昭和27年5月6日交換 所有者 島根県 順位6番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年11月19日

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

(松江地方法務局出雲支局管轄)

平成27年2月6日

松江地方法務局

登記官

黒川伸治



登記年月日：平成26年11月14日

平成27年2月6日

松江地方法務局

登記官

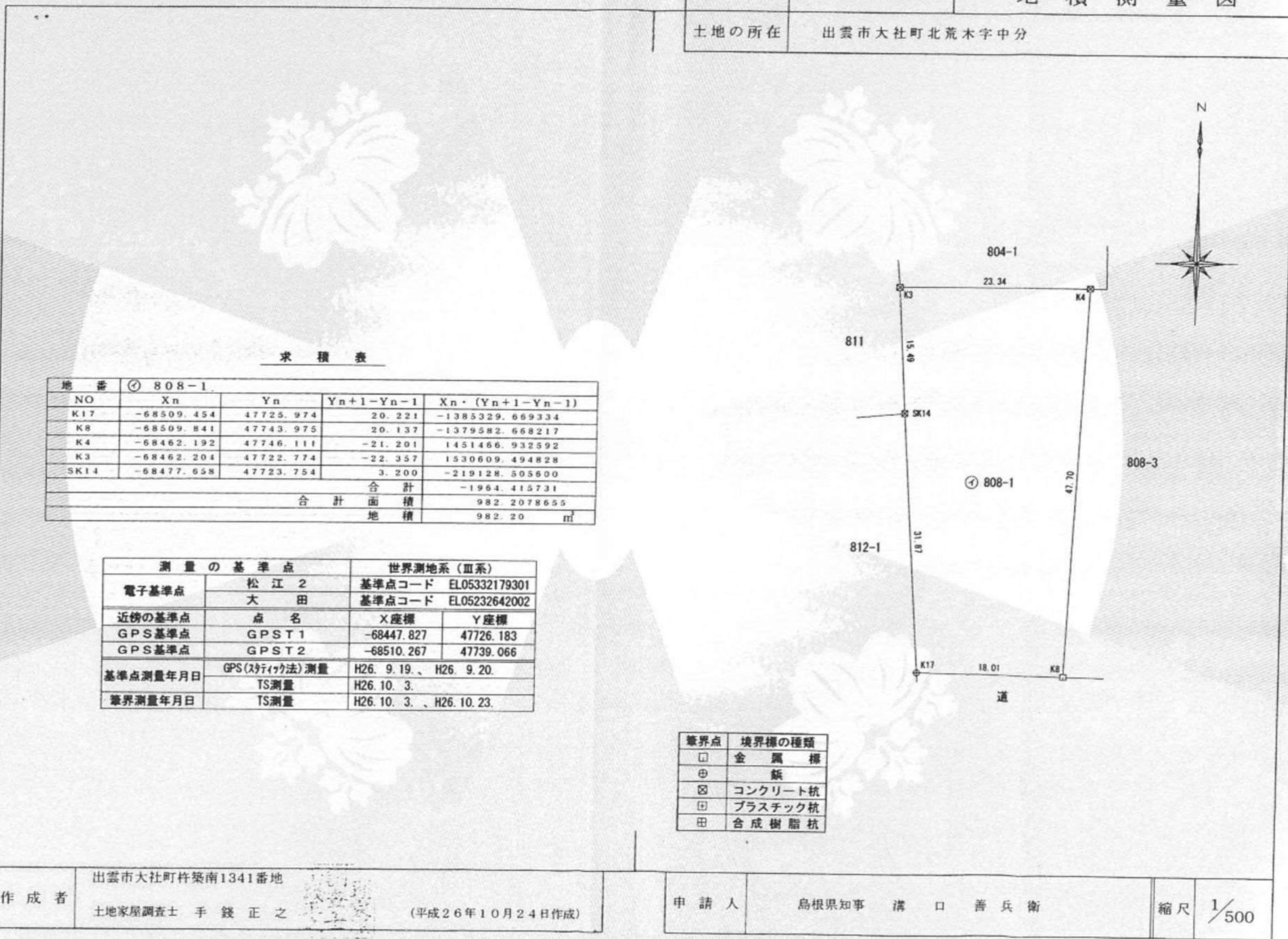
黒川伸治



これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(松江地方法務局出雲支局管轄)

土地所在図 地積測量図

地番	808-1
土地の所在	出雲市大社町北荒木字中分



求積表

NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn * (Yn+1-Yn-1)
K17	-68509.454	47725.974	20.221	-1385329.669334
K8	-68509.841	47743.975	20.137	-1379582.668217
K4	-68462.192	47746.111	-21.201	1451466.932592
K3	-68462.204	47722.774	-22.357	1530609.494828
SK14	-68477.658	47723.754	3.200	-219128.505600
合計				-1964.415731
合計面積				982.2078655
地積				982.20 m ²

測量の基準点		世界測地系(Ⅲ系)	
電子基準点	松江 2	基準点コード EL05332179301	
	大田	基準点コード EL05232642002	
近傍の基準点	点名	X座標	Y座標
GPS基準点	GPST1	-68447.827	47726.183
GPS基準点	GPST2	-68510.267	47739.066
基準点測量年月日	GPS(スチック法)測量	H26. 9. 19.、H26. 9. 20.	
	TS測量	H26. 10. 3.	
境界測量年月日	TS測量	H26. 10. 3.、H26. 10. 23.	

境界点	境界標の種類
□	金属標
⊕	鉄
⊗	コンクリート杭
⊕	プラスチック杭
⊕	合成樹脂杭

作成者 出雲市大社町杵築南1341番地
土地家屋調査士 手銭正之 (平成26年10月24日作成)

申請人 島根県知事 溝口善兵衛

縮尺 1/500

撮影日 平成28年3月11日他

1 物件を南東側から撮影



2 物件を北側から他者の所有地を隔てて撮影



3 物件を南西側から撮影



4 物件を北東側から撮影

